

議來第三三号

予防接種料金徴収条例制定に付りて
予防接種料金徴収条例を次のよう定める

昭和十九年三月九日提出

三朝町長　坂　出　雅

昭和十九年三月九日議決

東伯郡三朝町議會議長 天野 康



予防接種料金徴収条例

第一 条 本町は予防接種法により被接種者がこの条例の定めるところにより実費に相当する料金を徴収する。

第二 料金は次の区分によつて徴収する。

一 喘息	三回(初回免疫)	三十円以内
二 腸チフス・パラチフス	一回(追加免疫)	二十円以内
三 麻疹	一回(B型ヘルペス)	三十円以内
四 ツフティリヤ	三回(初回免疫)	五十円以内
五 百日咳	一回(追加免疫)	二十円以内
	三回(初回免疫)	三百円以内
	一回(追加免疫)	一百円以内

第三条上の各号の一に該当する者に対しては予防接種料金を徴収しない。

一、生活貧困のため公費による扶助を受けている者

二、其の他經濟的理由によりその費用を負担しきれない者

前則 この条例は公布の日より施行する。

21 料金徴収条例は廃止する。
この条例の適用に陥るる条例(昭和二十八年三朝町条例第5号)中予防接種手数料金徴収条例は廃止する。

22 らだ者